

寮生保護者部会規定 改正案

改正理由

①世話人副代表について規定されていなかったため追加。

現行の規則	改正案
(目的)	
第1条 この規程は、豊田工業高等専門学校教育後援会（以下「後援会」という。）に置く寮生保護者部会（以下「本会」という。）に関して定めたものである。	
(会員)	
第2条 本会は、後援会員のうち寮生保護者をもって組織する。	
(事業)	
第3条 本会は、学寮の運営を助成するために次の事業を行う。	
一 寮生の福利厚生に関すること。	
二 寮生の生活環境の充実に関すること。	
三 学寮給食業務モニターに関すること。	
四 その他本会の目的を達する事業に関すること。	
(役員)	
第4条 本会に次の役員を置くものとし、任期は、本会員としての在任期間とする。	
一 世話人代表 1名	
二 世話人副代表 2名	
三 世話人 若干名	
(役員を選出)	
第5条 役員を選出は、次のとおりとする。	
一 世話人代表は、世話人の中から後援会長が委嘱する。	一 世話人代表と世話人副代表は、世話人の中から後援会会長が委嘱する。
二 世話人は、本会員のうち後援会役員がこれに当たる。	
(役員の仕事)	
第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。	
一 世話人代表は、本会を代表し、会務を統轄する。	
	二 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、世話人代表に事故あるときは、その仕事を代行する。
二 世話人は、世話人会議の構成員として、必要な事項を審議する。	三 世話人は、世話人会議の構成員として、必要な事項を審議する。
(会議)	
第7条 本会の会議は、全体会議及び世話人会議とする。	

2 全体会議は、毎年1回以上開催する。	
3 世話人会議は、世話人代表が必要により招集する。	
(経費)	
第8条 本会を運営するに必要な経費として、会員1名当たりの会費は、年額4,800円とし、4月及び10月にそれぞれ年額の2分の1の額を納入するものとする。	
2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で新たに会員となった者の会費は、月割で計算した額とする。	
3 既納の会費は、還付しないものとする。	
(規程の改廃)	
第9条 規程の改廃は、全体会議の議を経て行う。	
附 則	
この規程は、平成14年5月25日から施行し、平成14年4月1日から適用する。	この規定は、令和3年5月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。